

日本の荘園はなぜ教えにくいか

岡野友彦

一、はじめに

戦後の日本中世史研究は、荘園史研究とともに発展してきたと言っても過言ではない。しかしながら、その研究成果は必ずしも歴史教育の現場に活かされているとは言いがたい。いやむしろ、これほど長足の進歩を遂げながら、その研究成果がこれほど教育現場に活かされていない研究分野も珍しいのではなからうか。

実際、中学・高校の先生方に、日本史の授業で最も教えるにくいのはどの単元かというアンケートをとると、中世の荘園制と近世の貨幣制度が常にトップ争いをするらしい。それでは荘園制という単元は、どうしてこれほど教えにくい分野になってしまったのだろうか。

その一つの原因として「荘園に英雄がない」ということ、あるいは荘園制というものが班田制や石高制などと同じ、上から画一的に設定された制度ではなかったため、その特徴を一言で説明するのが難しいということが挙げられ

よう。実際、日本の荘園制は、八世紀から十六世紀まで、北は陸奥から南は薩摩に至るさまざまな地方に存在した制度であり、時代や地方による格差が激しいということも事実である。

しかし、実はそのような長い時代、広い範囲に存在した「荘園」なるものすべてを通じて、これを一言で説明することのできる共通点がある。それこそ「都市的・貴族的領有」という特徴である。

よく日本の荘園制のことを「私的大土地所有」である、古代の公地公民制がくずれた後に現れる私有地がほとんど大きくなってできた「私的大土地所有」である、と説明されることがあるが、はっきり言ってこの説明は、不十分である以上に明白な間違いだ。たとえば、地方の土豪や有力農民たちが、どれだけ多くの土地を所有しようと、それがそのまま「荘園」になることは決してあり得ない。京都や奈良、鎌倉などと言った中世都市に住んでいる中世貴族、具体的に言うと公家や武家、大きな寺院や神社などの

所領とならなければ、それは決して「荘園」と呼ばれることはないのである。

日本の荘園制が「教えにくい」と言われる最大の理由は、この「都市的・貴族的領有」という特徴が「わかりにくい」「せいなのではないか。そしてその結果、「私的大土地所有」という間違った理解の方が先行してしまい、ますます荘園制がわかりにくくなってしまっているのではないか。私は今そう考えている。それでは、この「都市的・貴族的領有」という荘園制の特徴を、少しでもわかりやすく説明するには、いったいどうしたらよいのだろうか。

二、高校日本史教科書に見える「荘園制」

今日、最も多く使われているといわれる、一九九五年刊の山川出版社「高校日本史」教科書を見ると、「荘園の発達」という項目が設けられ、次のように「荘園」というものが説明されている。

律令の土地制度が大きくくずれてゆくなかで、地方の農村では経済力の豊かな土豪や有力農民の動きが活発になっていった。彼らは、周辺の農民を支配下にしながら、墾田の開発を進めた。(中略)成長した開発領主は、国司や他の領主の干渉をしりぞけるため、中央の

有力な寺社・貴族に郡や郷を寄進して荘園とした。

実はこの単元で教えなければならぬ最も大切なことはこの中略部分にあるのだが、「荘園はむつかしい」と言っている子供たちのほとんどが、この一番肝心な部分を読み飛ばし、右のような理解で「荘園」というものを理解しようとしている。

このような理解に立てば、荘園というものは、「地方の農村」にいる「経済力の豊かな土豪や有力農民」たちが「墾田」を「開発」した結果として生まれたように読みとれよう。これこそ荘園が「私的大土地所有」だと言われてしまふ所以に他ならない。

もちろん、このような理解でも、最終的には「中央の有力な寺社・貴族に郡や郷を寄進」して初めて「荘園」となったことはわかる。つまり、荘園が「都市的・貴族的領有」であることは、はっきりと教科書に明記されているのである。しかし、この文脈で読んでいくと、それはあくまでも「国司や他の領主の干渉をしりぞけるため」の方便のように感じられ、荘園が荘園であるための不可欠の条件であるようには読みとれない。

まして、それ以上に荘園制をわかりにくくしているのが次のような記述であろう。

の富を自分のものにし、寄進した開発領主も下司などの荘官となり、領地の支配権を強めた。
これでは、荘園の本当の領主が誰なのかさっぱりわからぬ。「寄進を受けた」寺社や貴族が「荘園の領主」になったようでもあり、寄進したはずの開発領主も「領地の支配権を強め」ているようでもあり。これではよほどよくできる生徒でも、いやよくできる生徒ほど、頭の中が混乱してしまふに違いない。

この謎を解くカギは二つある。一つは、地方の「土豪や有力農民」たちが、寄進する以前の「墾田」に対して持っていた「支配権」なるものは、そもそもどのようなものであったのかということ。そしてもう一つは、彼らの寄進を受けて、「中央の有力な寺社・貴族」が「自分のもの」とするに至った「荘園の富」とは、そもそも誰のものだったのか、という二点である。

まず最初のカギから解いていこう。教科書には「律令の土地制度が大きくくずれてゆくなかで」「墾田の開発が進められたと書かれている。ここで言う「律令の土地制度」とは、言うまでもなく「公地公民」とよばれる土地制度のことなので、「墾田」は「公地」の対立概念として理解されることになる。

しかも子供たちは、これ以前に「墾田永世私財法」とい

う法令の出されたことを学習しているので、ますます「墾田」は「私財」だと思ひこんで「荘園」の勉強に入っていくことになる。しかし、もし「墾田」が開発領主の排他的・独占的な「私領」だとするならば、どうしてそれをわざわざ「中央の有力な寺社・貴族」に寄進しなければならぬのか、わからなくて当然であろう。「国司や他の領主の干渉をしりぞけるため」という、とってつけたような理由が書かれているもの、これでは国司が、開発領主の「私領」を横取りしようとならっている悪者にはか見えてこない。

荘園が「わかりにくい」とされる第一の理由がここにある。しかし、よく心を落ち着けて教科書を読み直せば、このような理解が単純な誤解であることが、すぐにわかってくるはずである。まずは、さきほど「中略」として読み飛ばしたところをちゃんと読んでみよう。

そのため彼ら(土豪や有力農民)の経営能力に目を付けた国司は、一定の期間をかぎって田地の耕作を請け負わせ、租税を徴収するようになった。(中略)国司は支配下の地域をあらたに郡や郷などの単位に再編成し、開発領主を郡司や郷司に任じ、その徴税を請け負わせるようになったが(後略)

つまり、開発領主が持っていた所領は、決して彼らの排他的な「私領」ではなく、あくまでも国司によって租税を徴

収される「公領」だったことがわかる。

確かに墾田は、開発領主が勝手に売却・相伝・寄進することのできる「私財」であり、典型的な「公地」である班田とは性格を異にするものであった。しかし、国司によって租税を徴収される輪租田であるという意味において、墾田もまた、班田と同じ「公領」だったのである。

これで一つ目のカギが解けた。開発領主が墾田に対して持っていた「支配権」なるものは、あくまでも国司の管轄下、支配下における「支配権」に過ぎなかったのである。

これなら「国司の干渉をしりぞけるため」に、所領を寄進しなければならぬ必要性がわかってくる。

しかし、それでは「中央の有力な寺社・貴族」に所領を寄進すると、どうして「国司の干渉をしりぞける」ことができたのだろうか。一般的には、寺社・貴族の政治的な実力で、国司の干渉をしりぞけたのだと考える人が多い。つまり国司は、寺社・貴族の政治力が怖くて、開発領主の支配権に干渉できなくなったという理解である。

しかしそのような理解では、「中央の有力な寺社・貴族」たちは、せいぜい名義を貸して安心料を取っているようにしか受け取られない。その結果、「都市的貴族的領有」は、荘園制に不可欠の特徴であるとは理解できないことになってしまふ。しかし、はたして荘園年貢は、単なる名義貸し

の安心料に過ぎなかったのだろうか。

ここに、荘園制の謎を解くための第二のカギが必要になってくる。すなわち「中央の有力な寺社・貴族」が、寄進を受けて荘園から徴収するようになった年貢は、そもそも誰のものであったのかという問題である。そこで私としてはここで、日本史の教科書や資料集に、ほとんど必ずと言っていいほど載っている「鹿子木荘事書」という史料を取り上げて、この問題を考えてみたいと思う。

三、「鹿子木荘事書」の再検討

鹿子木荘は肥後国飽田郡、現在の熊本県北部町にあった荘園で、この「事書」によると「沙弥寿妙」という「開発領主」によって開墾された土地とされている。ところが応徳三年（一〇八六）、「寿妙の末流」にあたる中原高方という人が、「権威を借らんがために」、藤原実政という人にその所領を寄進し、高方は「庄家領掌進退の預所職」になったと書かれている。

今から百年近くも昔、中田薫氏がこの史料を発見され、いわゆる寄進地系荘園の代表例としてこれを活用されて以来、この寄進は、「職権留保付領主権寄進なる契約」として理解されてきた。²⁾要するに、その土地の「領主権」は開発

領主から貴族・寺社へと寄進されても、その「領主権」にかかわる「職権」は、開発領主の手に留保される契約になっていったという解釈である。

これは「権威を借らんがために」、実政へと所領を寄進した高方が、そのまま「庄家領掌進退」つまり「職権」を留保した預所になったという「事書」の記事を、正確に直訳したものに他ならない。そしてこの理解こそ、いまだに中学・高校の教育現場で教えられている「荘園制」の漠然としたイメージなのではなからうか。

しかしこのような解釈は、明らかな誤りであることが、今から四十年以上も前に、永原慶二氏によって明らかにされている。³⁾その研究は実に緻密であり、かつ膨大な史料に裏付けられたもののだが、ここでは、「鹿子木荘事書」そのものから、先の中田説を批判し、永原説の言わんとするところをご紹介してみたい。

この「事書」を見ると、

寿妙の末流高方の時、権威を借らんがために、実政卿を以て領家と号し、年貢四百石を以て割き分ち、高方は庄家領掌進退の預所職となる（原漢文）。

と書かれている。ここで注目していただきたいのは、「年貢四百石を以て割き分ち」という表現である。高方からの寄進を受けて、実政が徴収するようになったこの「年貢四

百石」は、もともと誰の取り分だったのだろうか。

私は毎年、勤務先の大学で荘園制をテーマとした授業に入る時、この「年貢四百石」の由来について、必ず全員に質問することになっている。すると、およそ半分近くの学生が、高方から実政に寄進された土地の年貢なのだから、当然、高方の取り分であったに違いないと答えてくる。高方は自分の取り分から何と四百石もの名義料を実政に支払い、それを安心料として国司の干渉をしりぞけたのだという理解である。

これこそ中田薫氏以来の古典的理解に他ならない。しかし私たちは先程、開発領主が持っていた所領は、決して彼らの排他的な「私領」ではなく、あくまでも国司に租税を納入する「公領」であったことを学習した。とすると、高方が実政に四百石を「割き分」けた「年貢」なるものも、これは当然、本来は国司に支払わなければならない租税であったということになるのではなからうか。

しかしこのような考えに対しては、ただでさえ開発領主の私領を収公しようとねらっているような国司たちが、いくら中央貴族の政治力が恐ろしいからと言って、自分たちの取り分が少なくなるような「寄進」を認めるはずがないと思われる方もおられよう。

ここで考えていただきたいことが、そもそも、国司の手

許に集められた国衙年貢なるものは、すべて国司のふとこ
ろに入っていたのだろうかということである。もちろん、
そんなことはあり得ない。各国の国司によって集められた
年貢は、ある程度の国司の取り分を残して、中央政府に送
られていた。

中原高方から鹿子木莊を寄進された藤原実政という人物
は、この時、太宰府の次官（とは言っても、長官である太
宰帥はこの頃現地に下向しなくなっていたので、事実上の
トップ）である太宰大弐という役職に就いていた。太宰府
は九州の各国を統括する役目を負っていたので、高方が肥
後国に納めていた国衙年貢は、国衙の取り分を残して、ま
ずは太宰府の実政の下へと送られ、ついで中央政府へと送
られていたはずである。

実は、高方が実政に「割き分」けた四百石の年貢とは、
このような形でもともと実政へと納められていた年貢だっ
たのである。つまり高方は、国司を通じて実政に納めてい
た四百石の年貢を、直接、実政へと納めるようになっただ
けであり、決して自分の取り分を削って名義料を払ったわ
けではない。また国司サイドにしてみれば、自分が徴収す
るはずの四百石を「割き分」けられたとしても、その四百
石はそもそも太宰府の実政へと納めるはずのものであった
だから、差し引き何の変化もないということになる。もち

ろん実政の収入も同様である。

最近、小泉政権の目玉政策の一つとして、地方税を充実
するかわりに国から地方への補助金を抑制し、税源配分の
見直しをはかろうとする、いわゆる三位一体改革が論じら
れているが、「荘園制」とは、言ってみるならばこの三位一
体改革の中世版であり、国と地方の立場を逆転したものと
いうことになるかもしれない。

「寄進地系荘園」とよばれる荘園の「寄進」なるもの
の実態は、およそこのようなものであった。このことを、先
ほどご紹介した永原慶二氏は、次のようにまとめておられ
る（注（3）論文）。

寄進地系荘園の成立とは、ふつう考えられるように、
在地領主の収取する剰余生産物の一部を、中央権門が
たんに上分として受領するという関係の成立を意味す
るものではない。それは実際には、（中略）多種の形式
をもちつつ、いずれにせよ受寄者が国衙の権限をさき
とるのである（中略）。従ってまた、寄進関係の成立に
よって、受寄者＝荘園領主の把握する諸権限は、それ
まで国家が保持していた諸権限の一部または大半で
あつて、在地領主の保持する権限を吸収するのではな
いのである。

そもそも「寄進地系荘園」の「寄進」という言葉が不適

切であろう。荘園が、開発領主から寺社・貴族に「寄進」
されてはじまると考えられている限り、荘園領主の領主権
は、開発領主から「寄進」されたものと考えられてしまう。
近年ではこのことに対する反省から、荘園は「寄進」によっ
てはじまるのではなく、国家的な税源移譲（便補）として
の「立券」^{（4）}によってはじまるのだという説が、川端新氏に
よって提起され、学界ではすでに市民権を得つつあるもの
の、まだ中学・高校の教育現場で活かされるには至ってい
ない。

それはともかく、これで二つ目のカギも解けた。寄進を
受けた中央の寺社や貴族が、直接徴税するようになった荘
園年貢は、本来、各国の国衙を通じて、貴族や寺社に納め
られていたものだったのである。

このように考えてくると、荘園制のわかりにくさを象徴
するものとして評判の悪い、

寄進を受けた荘園の領主は領家・本家とよばれ、荘園
の富を自分のものにし、寄進した開発領主も下司など
の荘官となり、領地の支配権を強めた。

という高校日本史教科書の記述は、次のように教えなおす
ことで、少しはわかりやすくなるのではなからうか。

それまで国司を通じて年貢を受け取っていた中央の寺
社・貴族は、開発領主からの寄進を受けて、直接荘園

年貢を徴税できるようになり、その収入を確実なもの
にした。一方で寄進した開発領主も、四年の任期ごと
に国司管轄下の郡司や郷司に再任されなければならな
かった立場から、半永久的に特定の寺社・貴族管轄下
の下司などとよばれる荘官となることで、その領地に
対する支配権を強めることができた。

これでもなお、荘園の本当の領主が誰なのかわからない
と質問された場合、私は次のように答えることにしている。
あなた方の住んでいる土地は、きつとお父さんの土地だ
ろう。でもその土地は、あなた方のお父さんの土地である
と同時に日本国の領土でもある。荘園の成立によって、各
国の国司から中央の寺社・貴族へと移譲された領主権と
は、そのような「国土領有権」にあたるもので、開発領主
たちの私的な領主権とはレベルの違うものなのだ。

しかし、「国土領有権」が寺社・貴族に移譲されるとは
いったいどういうことだろう。実は、この「国土領有権の
分割・継承」という言葉こそ、日本の荘園制とは何かとい
うことを最も本質的に言い表した表現なのである。

それではいよいよ、「荘園制はわかりにくい」と言われる
最後の難関である「国土領有権の分割・継承」について説
明し、「都市的・貴族的領有」という日本荘園制の本質につ
いて、論を進めていくことにしたい。

四、国土領有権の分割・継承と官司請負制

まずは先に見た鹿子木荘の事例から、この問題を考えてみよう。鹿子木荘を寄進された藤原実政という人物は、もともと太宰大式という立場で肥後国からの年貢を受け取っていたと考えられる。これは律令官人、つまり役人としての給料なので、その職を離れたら受け取ることができない。ところが、鹿子木荘を荘園として領有するようになった実政は、太宰大式であろうがなからうが、その荘園年貢を受け取ることができるようになる。つまり国家公務員として国からもらっていた給料を、家の財産として手に入れることができるようになる。言い換えるならばそれは、国家が国土に対して賦課していた国税を、私的な家領に対する地代として徴収することができるようになるということ。これこそ「国土領有権の分割・継承」なるものの内実である。それではどうして、そのようなことが可能になったのだろうか。

これは次のように考えられている。平安後期の十〜十一世紀頃、貴族政治の進展とともに、特定の官職が特定の氏族によって、世襲的に就任されるようになる。たとえば摂政・関白が、近衛家・九条家といった摂関家に世襲されるようになっていったのはじめとして、神祇官の長官であ

る神祇伯は花山源氏の白川家に、太政官の書記局である弁官局は小槻氏の大宮家と壬生家に、同じく外記局は中原氏と清原氏に、検非違使庁は坂上氏と中原氏に、陰陽寮の長官である陰陽頭は安倍氏と賀茂氏といった具合に、それぞれの官職が、それぞれの「家」の「家業」として世襲されるようになっていく。

その結果、律令政府を構成していた各官庁は、事実上、それぞれの「家」によって請け負われた形になる。佐藤進一氏はこのことを、「特定の氏族が特定官庁を世襲的に運営する傾向」として、これを「官司請負制」と名付けておられるが、まさにそのとおりであろう。とすると、官司を通じて各官庁へと納入されていた国税が、それぞれの官司を請け負った「家」へと納入されていくようになるのはあまりにも当然のことと言える。

つまり、中世の貴族が「国土領有権を分割・継承」するということは、中世貴族による特定官司の請負ということと、表裏一体の関係にあったことになる。したがって、日本の荘園制においては、「国土領有権を分割・継承」し得る立場の人々、すなわち律令官人の末裔（これを「権門」という）でなければ、荘園領主となることができない。すでにこれまで述べてきた通り、地方の土豪や有力農民たちがどれだけ多くの土地を所有しようと、それはあくまでも国

司管轄下の国衙領に過ぎず、「荘園」ではないのである。これこそ、「都市的・貴族的領有」とよばれる日本荘園制の特質に他ならない。

しかしもちろん、律令政府のすべての官庁が、中世貴族の「家」に分割・継承されていったわけではない。たとえば先に見た太宰大式という役職は、決して「藤原実政家」に請け負われていたわけではなく、実政の前も後も、太宰大式には、実政の家族ではない人が就いている。それでは、太宰大式の給料として実政に支払われていたと思われる四百石の年貢は、その後、太宰大式の地位から離れ、実政の子孫たちに受け継がれていったのだろうか。

山川出版社の高校日本史教科書を見ると、「実政の末流の願西微力の間、国衙の乱妨を防がず」という史料（鹿子木荘事書）の「願西」の註に、「実政の曾孫藤原隆通の法名」と書かれている。これは、鹿子木荘に関する史料として「教王護国寺文書」の中に見られる、次のような古文書を根拠としたものと考えられる。

肥後国鹿子木庄相伝次第

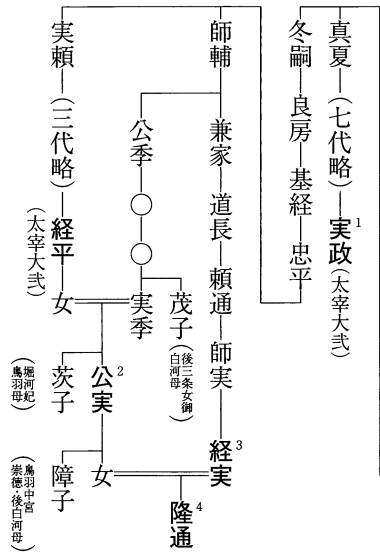
本領主參議実政卿—春宮大夫公実卿—大納言経実卿—
刑部大夫隆通（出家法名願西、此時寄進勝功德院）

確かにこの古文書だけを見ると、隆通（願西）は藤原実政の曾孫であるように見て取れよう。しかし、この「相伝次

第」に見える縦罫線は、決して親子関係を示すものではなかった。

まず藤原公実は、藤原師輔の九男公季から分かれた閑院流の出身であり、藤原内麻呂の子真夏から分かれた実政とは親戚とよべる関係にはない（左の系図参照）。

藤原鎌足—不比等—房前—真楯—内麻呂



実はこの藤原実政という人物は、中原高方から鹿子木荘を寄進された直後、大隅正八幡宮との対立が原因で失脚し、伊豆国に配流されていたのである。島流しになった実政の所領は、恐らく国に没収されたことであろう。そうだとすると、もともと太宰大式の取り分であった年貢四百石は、現代人の感覚で言うると太宰府に返還されてしかるべきよう

に思われる。しかるにその所領は、どうして藤原公実へと伝領されていたのだろうか。

このことについて石井進氏は、

公実が藤原氏閑院流の一人で、白河院の近臣として大きな勢力をふるったので有名な人物である。かれの一族が白河・鳥羽院と婚姻関係によっていかにふかく結ばれていたかは、上の系図（前頁系図参照・岡野註）を見れば一目瞭然であろう。

として、公実が「院近臣」という立場で鹿子木荘を伝領した可能性を指摘しておられる。いや、そもそも石井氏は、実政が鹿子木荘を寄進されたこと自体、

動した、いわば院近臣系の一人である。

として、「院近臣」という立場で、この寄進を受けたように述べておられる。

このことは次のように説明できよう。そもそも平安後期の国司たちは、「成功」とよばれる買官行為によって国司の地位を手に入れた「受領」とよばれる人々がほとんどであった。したがって彼らは、「成功」にかかった費用を国衙年貢として在地に転嫁していた。つまり逆に言うと、国司が集めた国衙年貢のうちかなりの部分は、「成功」として中央政府に納められる運命にあったということになる。ところ

ネットワークを持っている人材として、公実を選んだと考えられるのである。

いずれにせよ、実政や公実が鹿子木荘に対して持っていた領主権とは、一般に言われているような、開発領主の領主権を吸収したものでないのはもちろん、太宰大式の職権を継承したものですらく、実際には、院の掌握する国土領有権を、その近臣として給付されたものに他ならなかった。このように考えてくると、保延三年（一一三九）、「実政の末流」とされる願西（藤原隆通）が、「領家の得分二百石」を高陽院内親王に寄進し、これが「本家の始め」になったと「鹿子木荘事書」に記されていることもまた、願西がこの時初めて、自分の得分の中から二百石もの年貢を割り分け、皇族の権威をあてにして安心料を支払ったのではなく、もともと実政や願西の主人である院（皇族）の収入となるべきものが、そのまま表面化したに過ぎないことが理解できる。

よく、たった一つの荘園に、本家・領家・預所・下司・公文などといった、様々な領主が重層的に存在していることや、その中でも本家となることのできたのが、院と摂関家に限られていたことが、日本荘園制の謎とされることがある。しかし、日本中世の荘園領主権なるものが、国土領有権を分割・継承したものであることさえ理解できれば、

が、受領層が「成功」を支払う中央政府そのものは、実際には、摂関家と院という「家」によって請け負われていたため、諸国の年貢は摂関家と院に集中することになった。

そこで、諸国の開発領主たちが「国司の干渉をしりぞけるため」の最も手取り早い方法としては、国衙年貢の最大の受取人である摂関家や院に、その所領を寄進すればよいということになる。しかし実際には、開発領主たちが直接、院や摂関家に所領を寄進することは難しかったため、太宰大式などの立場で現地に下向してきた院の近臣たちについて求めて所領を寄進していた。

つまり、藤原実政が中原高方から寄進された鹿子木荘四百石の年貢とは、最終的には成功として、院の収入になるべきものだったのであり、逆に言うと実政は、院からその年貢を近臣として給付されていたということになる。その結果、実政の所領が収公されても、それは太宰府へと返還されることもなく、また実政の子孫へと相続されることもなく、院の近臣である藤原公実へと伝領されていたのであろう。

なおこの際、公実の母が、実政と相前後して太宰大式の地位に就いている藤原経平の娘であったことも関係した可能性が高い（前頁系図参照）。つまり白河院は、院の近臣であると同時に、九州地方の開発領主たちとある程度の人的その最終的な領主権（本家職）が、院と摂関家に集中するのは、余りにも当然のことと言わざるを得ない。

もちろん律令制以来、国家的な給付を与えられてきた大寺社の所領や、特定の官司を請け負った家が、その官司領を家領化した場合は別である。しかし、一般の公家や武家が荘園を領有する場合、それは全て院や摂関家からの給付＝預所という形を取らざるを得なかった。したがって領家職など、様々な呼び名を持つ一般公家や武家の領主権は、実態としては全て、院・摂関家からの預所職に他ならなかったのである。

なお下司職・公文職などよばれる荘官層の領主権が、都市貴族の持つ荘園領主権（国土領有権）とはレベルの異なるものであり、この両者が重層的に土地を所有して何の不思議もなかったことについては上述したとおりである。以上のように考えれば、少しは「わかりにくい」と評判の悪い日本荘園制の「重層的」な領有構造も、ご理解頂けるのではなからうか。

五、おわりに

以上述べてきたとおり、日本の荘園制は、律令制的な国土領有権が、権門とよばれる律令官人の末裔によって分割

継承されて生まれた国家的領有システムであり、開発領主による開墾活動によって生まれた私的大土地所有ではない。このようなことは、今から四十年以上も前に、永原慶二氏によって解明され、学界では常識となつて既に久しい。にもかかわらず、どうして荘園制は、今日に至るまで「私的大土地所有」だと信じられ続けてきたのだろうか。

その第一の理由として、明治政府によって政策的に主張された「王政復古史観」が挙げられよう。明治政府は「王政復古」をスローガンとして、「大政奉還」と「版籍奉還」という二つの無血革命を成功させた。この内の「版籍奉還」とは、日本の土地（版）と人民（籍）は本来、すべて天皇のもの（公地公民）だったのだから、全国の藩主（大名）たちは、そろってすべての領土と領民を天皇にお返ししようという政策である。

この政策が、「大名が土地と人民を天皇にお返しする」という形をとつてしまった以上、「それではいつ、天皇の土地と人民が大名のものになったのか」ということが問題とならざるを得ない。そしてまさに、そのような問題意識を持つて荘園を研究対象とし、明治・大正・昭和初期の荘園研究を主導した人物こそ清水正健氏であった。すなわち、氏の名著『荘園志料』は、次のような序文で始まる。⁸

明治中興、首として、神武の古に帰るの議を建つる者

ランケの高弟リースが、日本の歴史学に果たした役割を思うとき、その功績に感謝しない者はいないだろう。しかし、それまで漢語系の言語で講じられていた日本史・東洋史の概念を、西欧の言語で講じたことは、急ごしらえの誤訳を多く生み出す結果となった。例えば、封建制を *feudalism* と訳したことの誤謬は、近年多くの人々によって指摘されているところであるが、⁹ 荘園を *manor* と訳したこともまた、そうした誤謬の一つに他ならない。

西欧の *manor* とは、「封建時代 *feudal times* の貴族、すなわち荘園領主 *lord of manor* の領地」、その邸宅 *manor house* を中心とし、周辺の土地は農民に分割貸与された¹⁰ ものであり、それは文字通り「私的大土地所有」そのものであった。しかるに西欧の *manor* を荘園とよび、日本の荘園を *manor* とよんだ時点で、似ても似つかないこの両者を混同し、日本の荘園を「私的大土地所有」と誤解する素地は、完全に出来上がってしまった。ちなみに今日でも中学校の社会科では、日本史と世界史が同時並行で教えられ、しかも西欧の *manor* は「荘園」という誤訳のまま教えられている。

そして最後に、第三の理由として、戦後歴史学における過度の民衆中心史観を取り上げたい。伊賀国黒田荘を舞台とする石母田正氏の『中世的世界の形成』（伊藤書店、一九

ありて、終に武府をして武職を解かしめ、土地人民を、一政府の下に収め、百度維新、大一統の業確立す。其の盛徳大業、遙に大化・大宝に超越せり。余嘗て大日本史食貨志の改稿に与るや、大化・大宝の良法善制、廢して行われざるもの、主として荘園の紛起に在るを悟り、詳に其の源委を究め、深く其の弊害を探らむと欲して、群書を渉獵し、事の荘園に関するものは、細大漏らさず、之を抄出し、荘園の目に従いて属稿せり。この序文からは、荘園制こそ「大化・大宝の良法善制」＝公地公民制を廢した「弊害」（私的大土地所有）の「源委」であるという問題意識が明確に読みとれよう。日本近代の荘園史研究は、まずこのような歴史認識の下で始められてしまったのである。

次に第二の理由として、近代の日本が欧米列強と伍して生き残つていくための手段であった「脱亜入欧」という政策が、結果として日本史認識に影響を与えたという可能性が指摘できる。すなわち明治初期、日本は急速な近代化を押し進めるため、東京帝国大学などの教員として「御雇外国人」を招聘した。その結果、医学・工学・兵学・法学などはもちろんのこと、美術・音楽・文学・史学にいたるまで、ありとあらゆる学問が、欧米人によって、西欧の言語で講義されることになった。

四六年、後に岩波文庫所収）が、戦後の荘園史、いや日本史学全体の出発点となったことは、夙に指摘されているところであるが、そこでは拙人・荘民たちの「たたかい」こそが「中世的世界」なのであつて、荘園領主東大寺の領主権は「何度でも復活する」ところの「古代」としての位置付けしか与えられていない。

そしてまた、そのような戦後歴史学の影響を受けた歴史教育の現場では、中世荘園の暮らしや中世荘園の景観を追体験させるような教育実践が盛んに行われてきた。その教育実践そのものには敬意を表したいが、そこで教えられる荘園史は、事実上、中世村落史と何ら変わらないものになつてしまう。しかるに日本の荘園が、あくまでも貴族の土地領有単位にすぎず、決して中世村落そのものではないことは、清水三男氏の名著『日本中世の村落』（日本評論社、一九四二年、後に岩波文庫所収）によって、戦前から説かれてきたところなのである。

荘園が誤解されてきた原因には、まだまだ多くの事情が絡み合つていそうだが、そのような「犯人探し」は、本稿の意図するところではない。むしろ本稿を読まれた中学・高校の先生方が、これを教育現場で活かし、少しでもわかりやすい「荘園」の授業を実践して頂ければ、これに過ぎる喜びはない。本稿を読まれた先生方の中から、「こうやっ

て教えたら、子どもたちも荘園制をわかってくれた」とい
うご報告の頂ける日の来ることを、心よりお待ち申し上げ
る次第である。

〔注〕

(1) 「壘田永世私財法」が従来から言われてきたような
公地公民制を解体させる意図を持ったものでは決し
てなく、むしろ日本の班田制に欠如していた部分を補
う意図を持つ、律令体制的な法令であったことについ
ては、吉田孝氏の研究(『律令国家と古代の社会』岩波
書店、一九九〇年)に詳しいが、この点についての理
解も、教育現場には届いていないのが現状である。

(2) 中田薫氏「王朝時代の庄園に関する研究」『国家学会
雑誌』二〇一三〜二二、一九〇六年、後に同氏「法制
史論集」第二卷(岩波書店、一九三八年)に収録

(3) 永原慶二氏「荘園制の歴史的位置」『経済学研究』四、
一九六〇年、後に同氏「日本封建制成立過程の研究」
(岩波書店、一九六一年)に収録

(4) 川端新氏「院政初期の立荘形態―寄進と立荘の
間―」『日本史研究』四〇七号、一九九六年、後に同氏
『荘園制成立史の研究』(思文閣出版、二〇〇〇年)に
収録

(5) 佐藤進一氏「日本の中世国家」(岩波書店、一九八三
年)

(6) 田中篤子氏「太宰帥・太宰大貳補任表」『史論』二
六・二七、一九七三年、参照

(7) 石井進氏「鹿子木荘事書」の成立をめぐる『史
学雑誌』七九一七、一九七〇年、後に同氏「中世史を
考える」(校倉書房、一九九一年)に収録

(8) 清水正健氏「荘園志料」(帝都出版社、一九三三年、
後に角川書店から一九六五年に再刊)

(9) 岡田英弘氏「歴史とはなにか」(文春新書、二〇〇一
年)、保立道久氏「歴史学をみつめ直す―封建制概念の
放棄」(校倉書房、二〇〇四年)など